

プール学院大学後援会奨学援助金規程

〔目 的〕

第1条 この規程は、プール学院大学・プール学院大学大学院・プール学院大学短期大学部後援会（以下「後援会」という。）の奨学援助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

〔制度の趣旨〕

第2条 この制度は、本学に在籍する学生が、修業および学生生活の維持のため一時的または緊急に資金を必要とする場合、無利子で貸与し、援助するものである。

〔貸与条件〕

第3条 貸与の条件は、本学に在籍する学生で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 学資負担者の事故、失業、死亡、ならびに天災、火事等により、授業料等の支払いが困難になった者。
- (2) 学業継続の意欲が認められる者。
- (3) 返済の見込みのある者。

〔貸与金額〕

第4条 貸与金の額は、原則として20万円を限度とする。

〔貸与期間〕

第5条 貸与期間は、貸与日より原則1年間とする。ただし、貸与を受けた者が、卒業、退学または除籍になったときは直ちに未償還額を返済するものとする。

〔申請手続き〕

第6条 後援会奨学援助金の貸与を希望する者は、所定の申請書により、連帯保証人と連署のうえ後援会会長に提出するものとする。

〔貸与の決定〕

第7条 貸与の決定は、学長の推薦により、後援会会長が行うものとする。

〔他の奨学金との関係〕

第8条 他の奨学金と重複して貸与を受けることを妨げない。

〔異 動〕

第9条 貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学・除籍または退学が発生したとき。
- (2) 学生本人または、連帯保証人の住所、氏名、その他重要な事項に変更が生じたとき。
- (3) 奨学援助金の貸与を必要としなくなったとき。

[返 済]

第 10 条 貸与期間内に、一括返済または分割により返済するものとする。

[事務の所管]

第 11 条 奨学援助金に関する事務は、本学事務局学生課で行う。

[細 則]

第 12 条 この規程の施行について、必要な事項は細則で定める。

[規程の改廃]

第 13 条 この規程の改廃は、後援会役員会の議を経て、後援会会長が行う。

付 則

この規程は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

2014年（平成26年）4月1日から施行する。